

平成27年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 1 号	平成27年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	平成27年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 //
議案第 3 号	平成27年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	23 //
議案第 4 号	平成27年度徳島市下水道事業特別会計予算	29 //
議案第 5 号	平成27年度徳島市奨学事業特別会計予算	35 //
議案第 6 号	平成27年度徳島市土地取得事業特別会計予算	41 //
議案第 7 号	平成27年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	47 //
議案第 8 号	平成27年度徳島市介護保険事業特別会計予算	53 //
議案第 9 号	平成27年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	59 //
議案第 10 号	平成27年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	65 //
議案第 11 号	平成27年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	71 //
議案第 12 号	平成27年度徳島市商業観光施設事業会計予算	75 //
議案第 13 号	平成27年度徳島市水道事業会計予算	81 //
議案第 14 号	平成27年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	87 //
議案第 15 号	平成27年度徳島市市民病院事業会計予算	93 //

平成 27 年度 徳島市 一般会計 予算

平成27年度徳島市一般会計予算

平成27年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,970,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		39,955,576
	1 市 民 税	18,729,189
	2 固 定 資 産 税	16,203,010
	3 軽 自 動 車 税	596,957
	4 た ば こ 税	1,889,866
	5 都 市 計 画 税	2,536,554
2 地 方 譲 与 税		549,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	173,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	376,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	800
3 利 子 割 交 付 金		68,000
	1 利 子 割 交 付 金	68,000
4 配 当 割 交 付 金		304,000
	1 配 当 割 交 付 金	304,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		323,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	323,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		35,000

款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	35,000
7 地方消費税交付金		4,327,000
	1 地方消費税交付金	4,327,000
8 自動車取得税交付金		53,000
	1 自動車取得税交付金	53,000
9 地方特例交付金		96,000
	1 地方特例交付金	96,000
10 地方交付税		8,325,000
	1 地方交付税	8,325,000
11 交通安全対策特別交付金		70,000
	1 交通安全対策特別交付金	70,000
12 分担金及び負担金		1,428,119
	1 負担金	1,428,119
13 使用料及び手数料		1,710,728
	1 使用料	1,099,036
	2 手数料	611,692
14 国庫支出金		17,622,901
	1 国庫負担金	15,094,203
	2 国庫補助金	2,479,088
	3 国庫委託金	49,610

款	項	金 額
15 県 支 出 金		6,372,521
	1 県 負 担 金	4,220,641
	2 県 補 助 金	1,591,215
	3 県 委 託 金	560,665
16 財 産 収 入		119,107
	1 財 産 運 用 収 入	100,107
	2 財 産 売 払 収 入	19,000
17 寄 附 金		28,400
	1 寄 附 金	28,400
18 繰 入 金		1,512,826
	1 基 金 繰 入 金	1,512,826
19 諸 収 入		1,723,422
	1 延 滞 金	70,000
	2 預 金 利 子	12,800
	3 貸 付 金 元 利 収 入	995,033
	4 受 託 事 業 収 入	71,515
	5 雑 入	574,074
20 市 債		11,345,600
	1 市 債	11,345,600
歳 入	合 計	95,970,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		640,378
	1 議 会 費	640,378
2 総 務 費		8,298,199
	1 総 務 管 理 費	6,441,015
	2 徴 税 費	857,498
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	430,685
	4 選 挙 費	285,445
	5 統 計 調 査 費	207,741
	6 監 査 委 員 費	75,815
3 民 生 費		42,004,559
	1 社 会 福 祉 費	17,954,684
	2 児 童 福 祉 費	13,013,261
	3 生 活 保 護 費	11,036,214
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,535,110
	1 保 健 衛 生 費	4,814,448
	2 清 掃 費	4,720,662

款	項	金 額
5 勞 働 費		61,446
	1 勞 働 諸 費	61,446
6 農 林 水 産 業 費		1,272,429
	1 農 林 水 産 業 費	358,605
	2 農 地 費	913,824
7 商 工 費		1,817,140
	1 商 工 費	1,817,140
8 土 木 費		10,076,348
	1 土 木 管 理 費	295,827
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,446,464
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	1,050,629
	4 港 湾 費	2,210
	5 都 市 計 画 費	5,448,567
	6 住 宅 費	832,651
9 消 防 費		3,586,003
	1 消 防 費	3,586,003
10 教 育 費		9,601,981
	1 教 育 総 務 費	920,789
	2 小 学 校 費	2,622,422

款	項	金額
	3 中 学 校 費	774,236
	4 高 等 学 校 費	865,477
	5 幼 稚 園 費	1,151,237
	6 学 校 給 食 費	1,263,850
	7 社 会 教 育 費	1,459,651
	8 保 健 体 育 費	544,319
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,996,407
	1 公 債 費	8,996,407
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	95,970,000

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	固 定 資 産 台 帳 整 備 等 事 業	44,259	27	21,212
				28	23,047
	2 徴 税 費	固 定 資 産 家 屋 台 帳 シ ス テ ム 導 入 事 業	21,377	27	11,000
				28	10,377
7 商 工 費	1 商 工 費	眉 山 山 頂 観 光 展 望 施 設 等 建 設 事 業	795,611	27	117,734
				28	677,877
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	矢 三 西 雨 水 排 水 ポ ン プ 場 機 械 ・ 電 気 設 備 整 備 事 業	1,040,000	27	220,000
				28	440,000
				29	380,000
10 教 育 費	7 社 会 教 育 費	三 河 家 住 宅 耐 震 診 断 事 業	22,896	27	12,225
				28	10,671

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
漁業近代化資金利子補給	平成28年度から平成33年度まで	2,309

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	23,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成58年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
地域総合整備資金貸付事業	200,000			
コミュニティセンター整備事業	1,900			
学童保育会館整備事業	59,900			
保育所整備事業	49,300			
幼保一体的運営施設整備事業	19,200			
水道事業会計出資	18,300			
葬斎場整備事業	164,500			
清掃運搬施設整備事業	6,900			
廃棄物処理施設整備事業	182,400			
し尿処理施設整備事業	24,200			
農地施設整備事業	387,100			
観光施設整備事業	105,900			
道路橋りょう整備事業	1,232,500			
急傾斜地崩壊対策事業	22,400			
排水施設整備事業	650,000			
都市計画事業	491,000			

公 營 住 宅 建 設 事 業	178,400			
消 防 施 設 整 備 事 業	1,180,700			
防 災 施 設 整 備 事 業	10,600			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1,066,900			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	68,500			
動 物 園 施 設 整 備 事 業	19,700			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	80,700			
災 害 復 旧 事 業	27,500			
臨 時 財 政 对 策	4,558,000			
退 職 手 当	515,700			

平成 27 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,553,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,213,610
	1 国民健康保険料	5,213,610
2 使用料及び手数料		1,219
	1 手 数 料	1,219
3 国庫支出金		7,292,803
	1 国庫負担金	4,900,540
	2 国庫補助金	2,392,263
4 療養給付費交付金		817,758
	1 療養給付費交付金	817,758
5 前期高齢者交付金		6,320,058
	1 前期高齢者交付金	6,320,058
6 県支出金		1,473,938
	1 県負担金	225,757
	2 県補助金	1,248,181
7 共同事業交付金		8,623,516
	1 共同事業交付金	8,623,516
8 繰 入 金		2,572,434

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	2,572,434
9 諸		238,117
	1 延滞金・加算金及び過料	504
	2 雑入	237,613
歳入	合計	32,553,453

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		442,065
	1 総 務 管 理 費	442,065
2 保 險 給 付 費		18,302,521
	1 保 險 給 付 費	18,302,521
3 後 期 高 齡 者 支 援 金 等		3,085,560
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金 等	3,085,560
4 前 期 高 齡 者 納 付 金 等		1,677
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金 等	1,677
5 老 人 保 健 拠 出 金		1,117
	1 老 人 保 健 拠 出 金	1,117
6 介 護 納 付 金		1,225,658
	1 介 護 納 付 金	1,225,658
7 共 同 事 業 拠 出 金		8,790,638
	1 共 同 事 業 拠 出 金	8,790,638
8 保 健 事 業 費		244,146
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	167,711
	2 保 健 事 業 費	76,435

款	項	金 額
9 公 債 費		14,400
	1 公 債 費	14,400
10 諸 支 出 金		235,973
	1 諸 支 出 金	235,973
11 繰 上 充 用 金		199,698
	1 繰 上 充 用 金	199,698
12 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	32,553,453

平成27年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成27年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成27年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,414千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		126
	1 諸 収 入	126
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		85,188
	1 一 般 会 計 繰 入 金	85,188
4 市 債		47,100
	1 市 債	47,100
歳 入	合 計	142,414

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		142,114
	1 事 業 費	116,323
	2 公 債 費	25,791
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		142,414

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	47,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成58年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 27 年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成27年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成27年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,197,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		54,721
	1 負担金	54,721
2 使用料及び手数料		1,480,739
	1 使用料	1,480,453
	2 手数料	286
3 国庫支出金		627,700
	1 国庫補助金	627,700
4 繰入金		2,632,375
	1 一般会計繰入金	2,632,375
5 諸収入		10,047
	1 受託事業収入	5,000
	2 雑収入	5,047
6 市債		1,368,000
	1 市債	1,368,000
7 繰越金		24,103
	1 繰越金	24,103
歳 入 合 計		6,197,685

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		6, 194, 685
	1 管 理 費	1, 278, 565
	2 建 設 費	1, 928, 305
	3 便 所 水 洗 化 費	14, 052
	4 公 債 費	2, 780, 312
	5 諸 費	193, 451
2 予 備 費		3, 000
	1 予 備 費	3, 000
歳 出 合 計		6, 197, 685

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	1,368,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成68年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 27 年度 徳島市 奨学事業 特別会計 予算

平成27年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成27年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,248千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		10,015
	1 奨 学 事 業 収 入	10,015
2 繰 入 金		10,801
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,801
3 繰 越 金		1,432
	1 繰 越 金	1,432
歳 入	合 計	22,248

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		22,201
	1 貸 付 事 業 費	22,201
2 公 債 費		47
	1 公 債 費	47
歳 出	合 計	22,248

平成 27 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成27年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成27年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		534,998
	1 貸 付 金 元 利 収 入	534,998
2 諸 収 入		35,378
	1 諸 収 入	35,378
歳 入	合 計	570,376

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		534,998
	1 貸付金	530,740
	2 公債費	4,258
2 諸支出金		35,378
	1 諸支出金	35,378
歳出合計		570,376

平成 27 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成27年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成27年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,832千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		10,244
	1 貸 付 金 元 利 収 入	10,244
2 繰 入 金		2,588
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,588
歳 入	合 計	12,832

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		1,033
	1 貸 付 事 業 費	1,033
2 公 債 費		11,799
	1 公 債 費	11,799
歳 出	合 計	12,832

平成 27 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成27年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成27年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,557,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		4,595,520
	1 介 護 保 險 料	4,595,520
2 使 用 料 及 び 手 数 料		606
	1 手 数 料	606
3 国 庫 支 出 金		6,000,477
	1 国 庫 負 担 金	4,501,039
	2 国 庫 補 助 金	1,499,438
4 支 払 基 金 交 付 金		6,277,175
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,277,175
5 県 支 出 金		3,260,513
	1 県 負 担 金	3,218,307
	2 県 補 助 金	42,206
6 財 産 収 入		6,885
	1 財 産 運 用 収 入	6,885
7 繰 入 金		3,416,007
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,326,619
	2 基 金 繰 入 金	89,388

款	項	金額
8 諸 収 入		200
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	200
歳 入	合 計	23,557,383

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		470,100
	1 総 務 管 理 費	470,100
2 保 険 給 付 費		22,383,359
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	22,383,359
3 地 域 支 援 事 業 費		229,059
	1 介 護 予 防 事 業 費	35,126
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	193,933
4 基 金 積 立 金		6,885
	1 基 金 積 立 金	6,885
5 公 債 費		7,000
	1 公 債 費	7,000
6 諸 支 出 金		6,224
	1 諸 支 出 金	6,224
7 繰 上 充 用 金		444,756
	1 繰 上 充 用 金	444,756
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	23,557,383

平成 27 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成27年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成27年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,237,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,466,062
	1 後期高齢者医療保険料	2,466,062
2 使用料及び手数料		216
	1 手 数 料	216
3 繰 入 金		762,850
	1 一 般 会 計 繰 入 金	762,850
4 諸 収 入		8,570
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,794
	2 雑 入	776
歳 入	合 計	3,237,698

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		51,660
	1 総 務 管 理 費	45,133
	2 徴 収 費	6,527
2 後 期 高 連 齡 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		3,168,244
	1 後 期 高 連 齡 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	3,168,244
3 諸 支 出 金		7,794
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,794
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,237,698

平成 27 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成27年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成27年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,311,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		17,311,483
	1 振 替 収 入	17,311,483
歳 入	合 計	17,311,483

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17,311,483
	1 給 与 等 支 払 費	17,311,483
歳 出 合 計		17,311,483

平成 27 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

平成27年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取 扱 量	
ア 水 産 物	38,000トン
イ 青 果 物	76,000トン
(2) 主要な建設改良事業	
ア 水道メーター取替工事	14,000千円
イ 青果棟監視カメラ設置工事	9,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 市場事業収益	587,328千円	
第1項 営業収益	414,658千円	
第2項 営業外収益	172,670千円	
	支 出	
第1款 市場事業費用	600,459千円	
第1項 営業費用	571,739千円	
第2項 営業外費用	27,720千円	
第3項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94,563千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,237千円、過年度分損益勘定留保資金90,326千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	37,361千円
第1項	出 資 金	37,361千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	131,924千円
第1項	建 設 改 良 費	57,203千円
第2項	企 業 債 償 還 金	74,721千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費120,652千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、143,779千円である。

平成27年3月2日提出

徳 島 市 長 原 秀 樹

平成 27 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

平成27年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	67,142器
イ 年間総利用人数	157,119人
ウ 一日平均利用人数	429人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	86,505台
(ア) 普通駐車	62,415台
(イ) 全日定期駐車	6,935台
(ウ) 夜間定期駐車	5,475台
(エ) 昼間定期駐車	11,680台
ウ 一日平均駐車台数	236台
(ア) 普通駐車	170台
(イ) 全日定期駐車	19台

(ウ)	夜間定期駐車	15台
(エ)	昼間定期駐車	32台
(2)	紺屋町地下駐車場	
ア	駐車台数	287台
イ	年間駐車台数	164,250台
(ア)	普通駐車	102,200台
(イ)	泊駐車	5,475台
(ウ)	全日定期駐車	21,900台
(エ)	夜間定期駐車	9,125台
(オ)	昼間定期駐車	25,550台
ウ	一日平均駐車台数	449台
(ア)	普通駐車	279台
(イ)	泊駐車	15台
(ウ)	全日定期駐車	60台
(エ)	夜間定期駐車	25台
(オ)	昼間定期駐車	70台
(3)	徳島駅前西地下駐車場	
ア	駐車台数	154台
イ	年間駐車台数	369,745台
(ア)	普通駐車	360,620台
(イ)	泊駐車	5,475台
(ウ)	夜間定期駐車	3,650台
ウ	一日平均駐車台数	1,010台
(ア)	普通駐車	985台
(イ)	泊駐車	15台
(ウ)	夜間定期駐車	10台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	商業観光施設事業収益	194,057千円
第1項	索道営業収益	44千円
第2項	駐車場営業収益	177,864千円
第3項	営業外収益	16,149千円
支 出		
第1款	商業観光施設事業費用	186,570千円
第1項	索道営業費用	51,928千円
第2項	駐車場営業費用	120,709千円
第3項	営業外費用	12,933千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		
第1款	資本的支出	13,980千円
第1項	企業債償還金	13,980千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,140,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 27 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

平成27年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	124,791戸
(2) 年間総配水量	32,032,000m ³
(3) 一日平均配水量	87,519m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	416,095千円
配水施設事業	1,512,089千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	5,458,075千円	
第1項 営業収益	4,850,923千円	
第2項 営業外収益	590,016千円	
第3項 特別利益	17,136千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	4,981,527千円	
第1項 営業費用	4,201,985千円	
第2項 営業外費用	774,210千円	
第3項 特別損失	3,332千円	

第4項 予 備 費 2, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 6 2 0, 8 3 9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7 6, 4 5 1千円、過年度分損益勘定留保資金9 0 9, 6 1 4千円及び当年度分損益勘定留保資金1, 6 3 4, 7 7 4千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資 本 的 収 入	6 6 8, 1 6 5 千円
第1項	企 業 債	3 0 0, 0 0 0 千円
第2項	工 事 負 担 金	7 3, 5 0 0 千円
第3項	加 入 金	1 5 0, 2 0 6 千円
第4項	負 担 金	3 3, 5 4 3 千円
第5項	国 庫 補 助 金	5 4, 7 8 3 千円
第6項	他 会 計 補 助 金	3 6, 7 7 5 千円
第7項	固 定 資 産 売 却 代 金	1, 0 5 8 千円
第8項	他 会 計 出 資 金	1 8, 3 0 0 千円
		支 出
第1款	資 本 的 支 出	3, 2 8 9, 0 0 4 千円
第1項	建 設 改 良 費	2, 0 3 8, 3 6 0 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1, 2 5 0, 6 4 4 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	3 0 0, 0 0 0 千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め 40 年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,321,700千円

(2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,342千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、290,500千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	機械及び装置	カビ臭・VOC用GCMS	一式

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 27 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

平成27年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	9, 882両 (一日平均27両)
(2) 年間運転キロメートル数	865, 769キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1, 939, 825人
(4) 一日平均輸送人員	5, 300人
(5) 主要な建設改良事業	
旅客自動車購入	21, 289千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	783, 224千円
第1項	営業収益	332, 749千円
第2項	営業外収益	450, 475千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	816, 055千円
第1項	営業費用	795, 424千円
第2項	営業外費用	19, 631千円
第3項	予備費	1, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,106千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,744千円、過年度分損益勘定留保資金26,362千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資	本	的
第1項	企	業	債
第2項	補	助	金
	支	出	
第1項	建	設	改
第2項	企	業	債

第1款	資	本	的	収	入	22,066千円	
第1項	企	業	債	10,800千円			
第2項	補	助	金	11,266千円			
第1項	建	設	改	良	費	23,872千円	
第2項	企	業	債	償	還	金	26,300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旅客自動車購入	10,800千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 6 1 0 , 3 1 1 千円

(2) 交 際 費 4 2 0 千円

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、384,638千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

徳 島 市 長 原 秀 樹

平成 27 年度徳島市市民病院事業会計予算

平成27年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	339床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	99,186人
イ 外来患者数	111,780人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	271人
イ 外来患者数	460人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	794,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	10,244,373千円
第1項	医療収益	8,833,474千円
第2項	医療外収益	1,405,899千円
第3項	特別利益	5,000千円

支 出	
第1款 病院事業費用	10,135,559千円
第1項 医療費用	9,732,047千円
第2項 医療外費用	373,512千円
第3項 特別損失	25,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額712,852千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,277千円、過年度分損益勘定留保資金710,575千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,213,741千円
第1項 企業債	814,000千円
第2項 負担金	399,741千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,926,593千円
第1項 建設改良費	840,810千円
第2項 企業債償還金	1,038,283千円
第3項 他会計借入金償還金	47,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	814,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,741,580千円

(2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、450,040千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数	量
1 取得する資産	医療機械器具備品	眼科手術システム	一	式
	医療機械器具備品	X線TVシステム	一	式
	医療機械器具備品	生理検査システム	一	式
	医療機械器具備品	生体情報システム	一	式
	医療機械器具備品	産婦人科用手術器	一	式
	医療機械器具備品	汎用血管撮影装置	一	式

平成27年3月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

この冊子は再生紙を使用しています。

